

社保県単レセプトの電子請求対応について

山形県国民健康保険団体連合会

1. 目的及び内容

医療機関及び調剤薬局の請求事務の効率化を図り、ペーパーレス化を推進するため、「社保併用山形県医療給付事業請求明細書（社保県単レセプト）」について、従来の紙請求に加え、電子媒体による請求も可能とします。

2. 開始時期

平成25年5月請求分から請求可能となります。

3. 電子媒体による請求方法について

(1) 電子媒体による請求方法

- ① 請求データは、通常のレセプトデータから一部必要な項目だけを抽出したCSV形式です。
- ② ファイル仕様については、「社保併用 山形県医療給付事業請求明細データ作成仕様書」（資料1）を参照ください。
- ③ 請求できる電子媒体は、CD-Rです。
- ④ レセプト電算処理システムに参加して、電子媒体で請求している医療機関及び調剤薬局におかれては、医療保険（国保・後期）と社保県単はそれぞれ別の電子媒体に分けて記録、提出をお願いいたします。
提出いただいた電子媒体は、国保連合会で一定期間保管後、廃棄専門業者に依頼の上、国保会館内で適切に処分いたします。
- ⑤ 請求データを記録したCD-Rのレーベル面に必要事項を記入し、「社保県単CD-R送付書」（別紙1）を添付の上、国保連合会へ提出してください。
(CD-Rへの表記は、資料2を参照ください。)
- ⑥ 提出期限は、これまでと同様、毎月10日までに提出をお願いいたします。
(診療（調剤）報酬の請求日程と同じです。)
- ⑦ 電子請求の場合、「社保併用 山形県医療給付事業請求書」（さくら色）の提出は不要となります。
- ⑧ 月遅れ請求分（返戻分を除く）は、当月分に含め1枚の電子媒体で請求が可能です。
- ⑨ 当月請求分の返戻及び保険者からの過誤返戻については、国保連合会で「社保併用 山形県医療給付事業請求明細書」を紙に印刷し返戻いたします。
- ⑩ 紙で返戻された「社保併用 山形県医療給付事業請求明細書」を再請求する場合は、必要箇所を訂正の上、電子請求ではなく紙で請求してください。
その際は、従来の紙請求の場合と同様、「社保併用 山形県医療給付事業請求書」（さくら

色)を添付してください。

(2) 請求手続きについて

① 確認試験実施の手順

- ・平成25年1月から3月まで確認試験を行います。円滑な請求支払の実施のため、本請求前に確認試験を実施くださるよう御協力をお願いいたします。
- ・「社保県単レセプトの電子請求に係る確認試験依頼書」(別紙2)と「確認試験用CD-R」を、確認試験を実施する月の10日又は25日までに提出してください。
- ・確認試験用CD-Rのレーベル面の余白に「試験用」と朱書きで明記してください。
- ・確認試験の結果については、国保連合会から「社保県単レセプトの電子請求に係る確認試験結果連絡書」を送付いたします。
- ・再試験を希望される場合は、再度「社保県単レセプトの電子請求に係る確認試験依頼書」(別紙2)と「確認試験用CD-R」を提出してください。
- ・平成25年4月以降の確認試験実施の手順については、別途お知らせいたします。

◆ 必要な書類

「社保県単レセプトの電子請求に係る確認試験依頼書」(別紙2)

② 本請求への手順

- ・「社保県単レセプトの電子請求に関する届出」(別紙3)を、本請求を開始する月の前月20日までに提出してください。
- ・別紙3の届出は、平成25年4月から受付いたします。

◆ 必要な書類

「社保県単レセプトの電子請求に関する届出」(別紙3)

(3) 電子媒体による請求上の注意点

- ### ① レセプト電算処理システムに参加して、電子媒体で請求している医療機関及び調剤薬局におかれては、医療保険(国保・後期)と社保県単はそれぞれ別の電子媒体に分けて記録、提出をお願いいたします。

提出の際は、媒体の表記誤りなどによる混同に十分御注意ください。

- ### ② オンライン請求には対応していませんので、御注意ください。

- ### ③ 福祉医療費の請求が無いレセプトデータは、これまでどおり請求対象外となります。

4. その他

- ### ① 前述の資料1、2及び別紙1～3の様式については、山形県国保連合会のホームページよりダウンロードしてください。

- ### ② 引き続き、社保県単レセプトを紙で請求される医療機関及び調剤薬局におかれては、OCRエリアの印字に御協力をお願いいたします。

担当 審査課第4係	TEL (0237)87-8013
	FAX (0237)83-3358
ホームページアドレス	http://www.ymgt-kokuho.org